2025年11月吉日

協力会社 各位

川田工業株式会社

支払条件の変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年１月より施行されます「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（中小受託取引適正化法または取適法）に則り、弊社では協力会社様に対する支払いにおきまして銀行振込手数料、でんさい発生手数料等の手数料は下記のとおり、全て当社負担と変更させていただきます。

また、現行の「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）対象外の協力会社様についても、サプライチェーン全体で支払手段の適正化を目的として、手形・期日振込・でんさいに係る支払のサイトは一律60日以内と変更させていただきます。

今後とも弊社は、「工事現場の働き方改革」、「若い世代の担い手不足」等の建設業界が直面する課題解決に向けて協力会社の皆様と連携を深めて参る所存でございますので、従前に増してのご理解ご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

１．変更内容

（現行）・資本金３億円以上の協力会社様に対する手形・期日振込・でんさいのサイトは現在取引内容に応じ 90 日～150 日

・振込手数料、期日支払手数料、でんさい発生記録手数料の各種手数料は協力会社様との合意がある場合、支払代金より差し引いて支払い

（変更）・手形・期日振込・でんさいのサイトは全て 60 日とする。なお、資本金３億円以上の協力会社様におかれましても従業員数が 300 人以下の場合は現金支払いとする

・振込手数料、期日支払手数料、でんさい発生記録手数料の各種手数料は全て当社負担とする

２．変更時期

2025年12月の請求受付分(2026年１月支払)より

３．その他

・既に締結済みの個別契約の定めに関わらず、手形・期日振込・でんさいのサイトは全て60日へと変更します。なお、この度の変更に対する貴社のお手続きは不要です。

≪問い合わせ先≫

川田工業株式会社 経理部　　（03-3915-4325）

以上